小川ゆうじの「しんぶん赤旗」読者だより

小川・吉開　検索

田尻町支部党活動募金
1口200円のお願い

なんでも相談は
月・水・金の
午前10時～正午
465-9939

12月の弁護士相談は、
9日（金）
夕方6時～8時
事前予約が必要です

12月町議会の日程決まる

6日開催された議会運営委員会（小川委員長）で12月定例町議会の日程が決まりました。

12日（月）午前10時に開会され、原明美新町長の所信表明演説、議案が先に提案され委員会審議を先に行います。議員の一般質問は、新町長の所信表明への質問もふくめ、21日（水）に行われることになりました。

原新町長の所信表明は12日（月）、一般質問は21日（水）

町議会審議はすべて本会議場で公開です

午前10時開会です

12月定例町議会の日程

12日（月）開会本会議　新町長の所信表明
14日（水）総務建設常任委員会
　議員の一般質問通告〆切り
15日（木）文教厚生常任委員会
21日（水）本会議　一般質問　議案採決
22日（木）一般質問する議員が多ければ開催されます。

※東小夜子議長が病気療養のため12月町議会を欠席されます。そのため、明貝副議長が本会議議長をつとめます。本会議審議は8人、総務建設常任員会審議は3人で審議することになります。

田尻町のホームページに原新町長のごあいさつが掲載されていますので、ご紹介させていただきます。

田尻町長
原　明美

皆さん　こんにちは

平素は町行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度平成23年12月1日付で町民の皆様方からのご信任を賜りまして町長に就任させていただきました。

女性町長として、きめ細やかな、すみずみまで行き届いた、子どもから高齢者の方々まで「住んでよかった」「みんなが住んでみたい」と思っていただける、質の高い行政サービスを提供させていただけるよう諸施策に取り組みながら、未来へ向かってしっかりと強い田尻町を目指すため、町財政の安定に取り組んで参りたいと存じます。皆様方のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育条例案は法に抵触「大阪維新の会」案に文科省

“知事に教育目標を決める権限はない”

「大阪維新の会」（代表・橋下徹新大阪市長）が大阪府議会に提出している「教育基本条例案」で、「知事が府立高校の教育目標を設定する」ことが地方教育行政法に抵触すると、文部科学省が見解を出していたことが7日わかりました。文科省見解は、府教委からの問い合わせに答えたものです。

このなかで「同法は23条、24条で教育委員会と首長の権限を規定しており、大部分は教育委員会の権限」と指摘。「教育に中立性、安定性が求められるこ

とから、首長から独立した教育委員会が教育事務の大部分の権限を担うことにしたもの」であり、「長の職務権限に属さない目標の設定については知事が規則制定することはできない」としています。

「教育目標の実現の責務を果たさない教育委員は罷免できる」との項目についても、「教育委員会の権限に属するものであれば、知事に目標を定める権限はない。罷免事由とすることはできない」とのべています。（しんぶん赤旗8日付）

前大阪市教育委員長・元毎日新聞論説委員　池田知隆氏著
「どうなる！大阪の教育　橋下・教育基本法を考える」より